

過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策事業

平成22年8月

労働基準局監督課(吉松課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

施策中目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

中央労働災害防止協会

(2) 概要

総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

過去の事業実施年度のいずれにおいても、本事業の参加事業場の90%以上に対して過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施しており、さらに、80%以上の事業主集団で過重労働による健康障害防止対策の改善が図られていたことから、一定の効果があつたものと評価できる。他方、本事業に参加しない事業場や改善に至らなかった事業場における健康障害防止対策をどうするかが課題。

※ 実績（助言・指導実施事業場数／参加事業場数）

- ・平成19年度：約90%（1,399／1,555）
- ・平成20年度：約91%（1,291／1,418）
- ・平成21年度：約92%（1,177／1,280）

※ 実績（改善した事業主集団数／参加事業主集団数）

- ・平成19年度：約87%（55／63）
- ・平成20年度：約94%（58／62）
- ・平成21年度：約82%（50／61）

(2) 効率性の評価

事業主集団を捉えて助言指導等を行っており、より多くの事業場に対して改善を促すという点では、個別に行うよりも効率性が高いものと評価できる。他方、改善意欲の低い事業場等については、集団的に行う手法では効果的な改善を促すことは困難という課題がある。

(3) 政策等への反映の方向性

行政刷新会議の事業仕分けにおいて、中央労働災害防止協会における本事業を含めた労働者の健康づくり対策支援業務について事業の廃止という評価があったことも踏まえ、今後は、労働基準監督官による監督指導等を通じた過重労働対策を実施する中で、本事業で課題となった改善意欲の低い事業場等に対して、個別に改善を求めることとし、来年度の予算要求は行わない。

(概算要求額：0百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	事業の活用により改善を実施した事業主集団数			55	58	50
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：中央労働災害防止協会調べ						
本事業は、事業主集団を捉えて行う事業であるため、事業内容の評価については、当該集団を対象とした指標を用いて評価した。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	事業を活用した事業場数			1,399	1,291	1,177
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：中央労働災害防止協会における集計を基にした労働基準局監督課調べ						